

桑名市源十郎新田事案 支障除去対策事業
低濃度 PCB 廃棄物（汚泥等）
処理業務委託

特 記 仕 様 書

三 重 県

目 次

第1章 総則

第1条 (適用)

第2条 (用語の定義)

第2章 業務の概要

第3条 (業務概要)

第4条 (再委託の禁止)

第5条 (電子マニフェストの使用)

第6条 (業務総括者)

第7条 (業務実施計画書)

第8条 (収集運搬業務に係る事項)

第9条 (処分業務に係る事項)

第10条 (廃棄物処理施設の地域関係者等との調整)

第11条 (甲が行う関係者との調整)

第12条 (遵守すべき関係法令)

第3章 報告

第13条 (報告)

第14条 (書式)

第4章 その他

第15条 (暴力団等による不当介入の排除)

第16条 (想定外廃棄物への対応)

第17条 (疑義)

第1章 総則

業務名 令和2年度環境修復事業 第205・2分6003号

桑名市源十郎新田事案 支障除去対策事業

低濃度PCB廃棄物（汚泥等）処理業務委託

委託期間 契約日～令和4年5月31日

第1条（適用）

- 1 本仕様書は、三重県が発注する上記業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。
- 2 本業務は、廃棄物の収集運搬及び廃棄物の処分、並びに本業務の円滑な遂行のために必要な連絡及び調整からなる。
- 3 本業務は、発注者（以下「甲」という。）の監督のもとに、受注者（以下「乙」という。）が契約書に定めるもののほか本仕様書の定めるところにより実施するものとする。
- 4 契約書及び本仕様書に定めのない用語の意義並びに記載のない事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）その他関係法令に定めるところによる。

第2条（用語の定義）

- 1 後期対策工事
令和2年度環境修復事業第205・2分0001号桑名市源十郎新田事案後期対策工事をいう。
- 2 掘削工事
後期対策工事にて掘削する廃棄物の埋立場所のうち、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が高濃度で確認された地点を含む範囲の掘削工事をいう。
- 3 対象廃棄物
掘削工事において発生する廃棄物のうち、本業務における処理の対象となる、第3条第3項に規定する廃棄物をいう。
- 4 業務総括者
業務総括者は、本業務の管理及び統轄等を行う者であり、その概要については第6条のとおりである。

第2章 業務の概要

第3条（業務概要）

1 目的

三重県は、桑名市大字五反田字源十郎新田地内産業廃棄物不法投棄事案における生活環境保全上の支障のおそれを除去するために対策工事を実施している。

後期対策工事において令和 2 年 12 月から PCB 高濃度範囲（別紙 1 参照）の掘削工事を予定しており、当該工事に伴い発生が想定される低濃度 PCB 廃棄物（汚泥等）について、事案地内の廃棄物保管庫にて仮置き保管し、容器（鋼製オープンドラム（200L））に封入する。

本業務は前述の容器に封入された低濃度 PCB 廃棄物（汚泥等）を適正に処理することを目的とする。

なお、本業務は表 1 のとおり、全体の処理予定数量が多く、複数事業者による処理を想定していることから、乙にかかる処理予定数量を落札数量と読み替えることとする。

表 1 対象廃棄物の概要

廃棄物の区分	概 要	荷 姿	処理予定数量 (全体)
低濃度 PCB 廃棄物	PCB 含有量 5,000mg/kg 以下の汚泥及び運搬容器（金属くず）の混合物	鋼製オープンドラム（200L）	3,800 t (容器含む)

2 廃棄物の保管場所

三重県桑名市大字五反田字源十郎新田 地内（別紙 2 位置図参照）

3 対象廃棄物の性状等

本業務における対象廃棄物は、容器に封入した状態の低濃度 PCB 廃棄物（汚泥等）とし、その概要を表 1 に示す。

対象廃棄物は泥状を呈しており、PCB を含む油により汚染されているため低濃度 PCB 廃棄物（汚泥）に該当する。

掘削範囲の 1m 深度ごとに PCB 含有量を測定した結果、PCB 含有量の最大値は 410mg/kg であり、対象廃棄物は全て低濃度 PCB 廃棄物に該当する。

4 業務の範囲

甲が別途発注する後期対策工事の受注者が、当該事案地内保管場所にて鋼製オープンドラム（200L）に封入した対象廃棄物を、乙の運搬車両へ積込作業を行う。

なお、積込の方法については、甲、乙及び後期対策工事の受注者の協議により決定する。

本業務では、事案地から乙の処理施設までの収集運搬並びに処理施設で処理（無害化処理、焼却、焼成、熔融等。残さ物の最終処分等を含む。）を行うものとする。

乙の処理施設における運搬車両からのドラム缶積み下ろし作業等に要する費用は、運搬費用に含むものとする。

対象廃棄物の容器については、対象廃棄物とともに乙が処理を行うこととする。

本業務の履行にあたっては、廃棄物処理法、低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライ

ン及び関係法令等を遵守すること。

5 業務の実施に必要な許可等

収集運搬業務及び処分業務の履行にあたって必要な許可等について、表2に示す。乙は産業廃棄物の運搬及び処分について、本業務の履行に必要な許可等を有していなければならない。

表2：収集運搬及び処分に係る許可等

廃棄物の区分	許可等の種類		廃棄物処理法上の条項	許可品目
低濃度PCB廃棄物	収集運搬	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定（注1）	第15条の4の4第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		特別管理産業廃棄物収集運搬業（注2）	第14条の4第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
	処分	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定	第15条の4の4第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		特別管理産業廃棄物処分業	第14条の4第6項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		産業廃棄物処理施設	第15条第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物

注1 上表に掲げる「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定」については認定内容に収集運搬が含まれていることを指します。

注2 上表に掲げる「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可」は、積込地（三重県）及び積降地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。

6 対象廃棄物の想定発生量

掘削量は1,994.1 m³であり、ボーリング調査等の結果を踏まえた掘削物の比重は1.75トン/m³、掘削物の重量は3,489.7トンを見込んでいる。

また、容器（鋼製オープンドラム（200L））の1本あたりの重量は20kgとしており、使用するドラム缶の本数は約15,500本、容器の重量は310.3トンを見込んでいる。

対象廃棄物を封入した状態のドラム缶重量は1本あたり245kg程度を想定している。

乙の処理施設への受入に際して容器1本あたりの重量に制限がある場合は、甲、乙及び後期対策工事の受注者の協議により封入量の調整等を行う。

本業務は単価契約とし、処理予定数量（乙にかかる処理予定数量は落札数量と読み替える）に基づき業務を実施し、処理予定数量の増加は行わないこととする。

また、掘削物の比重が想定以下となる等、廃棄物の発生量が処理予定数量（乙にかかる処理予定数量は落札数量と読み替える）以下となる可能性があるため留意すること。

【発生量の内訳】

低濃度 PCB 廃棄物（汚泥）	：	3,489.7 トン
容器（鋼製オープンドラム（200L））	：	310.3 トン
総重量	：	3,800.0 トン

7 対象廃棄物の発生時期

対象廃棄物は主に令和3年6月から8月にかけて実施する掘削工事から発生するが、一部は令和3年1月から実施する掘削テントの設置工事及び令和3年9月に実施する掘削テントの撤去工事から発生する。

8 搬出期間

搬出は下記（ア）～（ウ）の各期間に実施することとするが、後期対策工事の進捗等により期間が前後に1～2カ月程度変動することがある。

対象廃棄物の大半が（イ）の期間に発生し、（ア）及び（ウ）については搬出量が少量となる見込みである。

汚泥をドラム缶へ封入する作業を順次実施することとしており、期間中の日ごとの搬出量を平準化する必要があるため、甲及び後期対策工事の受注者等と受入条件、運搬日程及び運搬量等について調整を行った上で業務を実施すること。

なお、当該期間は搬出の実施期間として設定しており、同期間内に処分業務の完了を求めるものではない。

実施数量については、乙の所有する処理施設のトラックスケールにて計量し、精算は処理の実施数量（重量）に基づき行うこととする。したがって、乙は運搬ごとに実施される計量について、計量した証明書又は、計量時の状況写真等、実施数量を書面で確認できる資料を作成しなければならない。この実施数量の増減による契約単価の変更は行わないこととし、精算数量（トン）は、小数第三位を四捨五入し小数第二位止めとする。

また、対象廃棄物の搬出先である関係自治体に対し、乙が廃棄物の受け入れ等に関する協議が必要となる場合は、下記の搬出期間までを目途に当該協議を完了し、甲に通知した上で作業を実施すること。

なお、甲が廃棄物の受け入れ等に関する協議が必要となる場合は、当該協議完了後、乙に通知する。

（ア） 令和3年1月～令和3年3月 …… 掘削テント設置工事

（イ） 令和3年6月～令和3年8月 …… 掘削工事

(ウ) 令和3年11月

・・・ 掘削テント撤去工事

第4条（再委託の禁止）

乙は、原則として対象廃棄物の運搬及び処分業務を第三者に委託してはならない。

ただし、天災その他の特別の事情により、甲の書面による承諾を得て廃棄物処理法に定める再委託の基準に従う場合はこの限りでない。

第5条（電子マニフェストの使用）

甲及び乙は、本業務における事務の効率化を図るため、廃棄物処理法第12条の5に定める情報処理センターを使用して、産業廃棄物管理票に係る事務を行うものとする。

第6条（業務総括者）

1. 乙は、業務総括者及び代理者（以下「業務総括者等」という。）を乙の従業員のうちから選任（業務総括者及び代理者を各1名ずつ選任）し、別記様式第1号により甲に届出を行うこと。なお、代理者とは、業務総括者が休暇、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に備えて、その職務を代行する者のことである。
2. 業務総括者等は、原則として変更することができない。ただし、傷病、死亡、退職その他の特段の理由があるとして甲が承認した場合は、この限りではない。
3. 業務総括者等は、次に掲げる事項その他本業務の実施のために必要な事務の円滑な遂行に責任を負うものとする。
 - (1) 甲への協議・報告、甲との調整等
 - (2) 後期対策工事の受注者との調整等
 - (3) 廃棄物収集運搬・処分業務全般の管理、統轄
 - (4) 収集運搬業務の管理等に関し、従事者への必要な指示

第7条（業務実施計画書）

1. 乙は、業務開始前に本条第3項の業務実施計画書を甲に提出すること。
2. 乙は、業務実施計画書に基づき確実に業務を履行しなければならない。
3. 乙が提出する業務実施計画書には、次の事項を記載すること。
 - (1) 収集運搬業務の概要（使用車両、運搬経路、数量の管理・確認方法）
 - (2) 処分業務の概要（処理施設、処分方法、数量の管理・確認方法）
 - (3) 業務組織表（運搬業務及び処分業務における主要な担当者名・連絡先を含む）
 - (4) 危機管理体制・手順、緊急連絡網
4. 乙は、第3項の業務実施計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、直ちに変更に関する事項について、甲に変更後の業務実施計画書を提出しなければならない。

第8条（収集運搬業務に係る事項）

収集運搬業務は、業務実施計画書に基づき適正に行うこととし、次に掲げるほか法令に基づき適切に実施しなければならない。

1. 乙の運搬車両置場から対象廃棄物の積込場所までの運搬車両の運行は、本業務に含まれる。
2. 当該事案地内保管場所において、乙の運搬車両等への対象廃棄物の積込は、甲が別途発注する後期対策工事の受注者が行うものとする。
3. 乙の使用する車両は、道路運送車両法の保安基準等関係法令に適合する車種であること。また、廃棄物処理法施行令第6条の5に規定する基準や、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等を遵守し、廃棄物の飛散及び流出を防止できる構造を有すること。
4. 乙は、運搬車両に、廃棄物処理法やガイドライン等に定めるところの表示を行い、必要な書面等を備えておくこと。なお、これらの表示、書面等に係る費用はすべて乙の負担とする。

第9条（処分業務に係る事項）

処分業務は、業務実施計画書に基づき適正に行うこととし、次に掲げるところのほか法令に基づき適切に実施しなければならない。

1. 乙は、処分状況（搬入量、処理量、保管量）を把握し、業務を行った日ごとに管理すること。
2. 乙は、所有・管理する処理施設等における日常点検を実施し、施設の安全な稼働に常に配慮すること。
3. 乙は、甲が処理施設の確認を実施する際には、全面的に協力すること。
4. 乙は、対象廃棄物を乙の処理施設の保管施設において保管する場合にあっては、廃棄物の性状に応じた適切な方法をとること。

第10条（廃棄物処理施設の地域関係者等との調整）

1. 乙は、廃棄物の処理施設が所在する地域の関係者等との円滑な関係を築き、業務遂行に支障を生ずることのないようにすること。
2. 乙は、本業務に関して廃棄物の処理施設の地元協議等を行った場合は、その内容・結果等を直ちに甲に報告すること。

第11条（甲が行う関係者との調整）

乙は、甲が行う対策現場の地元協議、地元説明、現場説明等に関して、業務内容等の資料作成等について協力すること。

第12条（遵守すべき関係法令）

本委託は、下記の主な関係法令のほか、その他関係法令、規則、指針等を適用する

が、本仕様書の記載事項については、他の図書に優先する。

- (1) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (4) 道路法車両制限令（昭和36年政令第265号）
- (5) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）
- (6) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）
- (7) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (8) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (9) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (10) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (11) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (12) 三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）等 関連する条例
- (13) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (14) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (15) 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年12月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課）
- (16) 低濃度PCB廃棄物の処分に関するガイドライン-焼却処理編-（令和元年12月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課）
- (17) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (18) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- (19) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

第3章 報告

第13条（報告）

1. 作業報告

乙は、業務を行った日ごとに、以下の内容を記載した報告（以下「作業報告」という。）を、業務終了後速やかに甲に提出することとする。ただし、作業報告は電子マニフェストの運搬終了報告又は処分報告で代えることができるものとする。

- (1) 運搬車両の車両登録番号、積載日、当日に運搬又は処分を行った対象廃棄物の数量。

2. 完成報告

乙は、本業務が完了した場合は、業務完成報告書を提出し甲の業務完成検査を受検す

ることとする。

3. その他報告

乙は前2項の報告のほか、甲に報告の必要があると乙が判断するとき及び甲から報告を求められたときは、業務の遂行状況等について速やかに甲に報告しなければならない。

第14条（書式）

甲及び乙が行う指示、承認、協議及び報告は、原則として甲が定める書式により、文書で行うものとする。

第4章 その他

第15条（暴力団等による不当介入の排除）

1. 乙は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (1) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - (3) 甲に報告すること。
 - (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。
2. 甲は、乙が前項第2号又は第3号の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずるものとする。

第16条（想定外廃棄物への対応）

掘削工事において、本特記仕様書で想定していない廃棄物若しくは本特記仕様書で規定している許可品目外の廃棄物が確認されたときには、その処理方法等について甲乙協議のうえ対応を決定するものとする。

第17条（疑義）

乙は、本仕様書に明記されていない事項及び疑義のあるものについて、必ず甲と協議を行い、その対応を決定するものとする。

様式第1号

令和 年 月 日

三重県知事 へ

(受注者) 住所

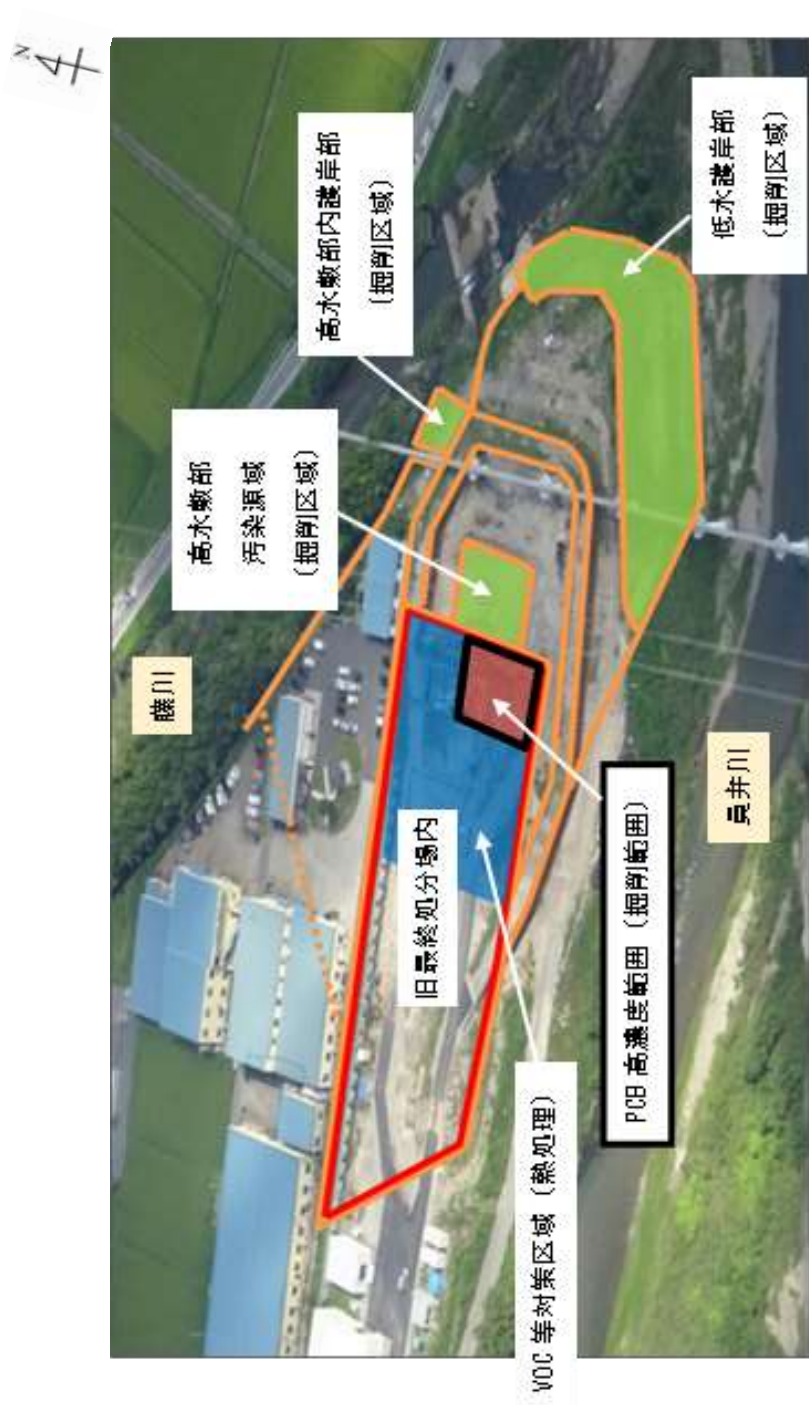
氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

工事(委託)番号 令和2年度環境修復事業 第205-2分6003号
委託業務の名称 桑名市源十郎新田事案 支障除去対策事業
低濃度PCB廃棄物(汚泥等)処理業務委託

業務総括者(代理者)選任通知書

令和 年 月 日付けをもって委託契約を締結した上記業務について業務総括者を下記のとおり選任しましたので通知します。

	業務総括者	代理者
氏 名		
備 考		



位置図

